

学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程

平成9年7月1日

制定

医学及び歯学（以下「医学」という。）の研究は、様々な疾病の克服に貢献しているが究極的に人間を対象として行われるため、人権や生命の尊厳を尊重せねばならない。医学の研究は、生命倫理に関わる問題として、患者若しくは被験者の人権を常に尊重し、第三者又は社会的な合意の得られるよう十分な自覚と自省をもって研究にたずさわらねばならない。よって学校法人神奈川歯科大学（以下「本学」という。）はヘルシンキ宣言に示されている医学の倫理の基本的理念に基づいて研究倫理規程を定める。

（目的）

第1条 この規程は、本学に所属する教授、准教授、専任講師、助教、助手及び大学院生等（以下「研究者」という。）が行う人を直接対象とした医学の研究等においてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「所属長」とは次のとおりとする。

- (1) 神奈川歯科大学は、各講座・分野の長
- (2) 神奈川歯科大学短期大学部は、各学科の長
- (3) 附属病院及び横浜クリニックの診療料は、病院長又は院長

（研究倫理審査委員会）

第3条 第1条の目的を達成するため、必要に応じ本学に研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（研究実施計画の申請）

第4条 本学の研究者が、医学倫理上の判断を必要とする研究を行う計画のあるときは、所属長を経て委員会に研究実施計画の審議を申請するものとする。

（審議内容）

第5条 委員会は、前条の申請があったときは、特に次の各号に掲げる点に留意して、審議を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮

（審議結果）

第6条 委員会は、前条の審議結果を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、審議の結果に異議があるときは、再審議を求めることができる。

3 委員会は、申請者の研究に係る倫理審議の証明が必要な場合は、証明することができる。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、この規程の定めるところにより研究計画等に関する倫理上の重要事項について調査審議する。

(委員会の守秘義務)

第8条 委員会は、個人のプライバシーや研究のプライオリティを保持するため、審議の経過及び結果の内容等を原則として公表してはならない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、申請者及び個人の同意を得て公表することができる。

(細則)

第9条 委員会等、この規程の細則については、別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成26年10月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更して施行する。